

平成30年8月6日(月)
13時00分～ 奈良県庁第一応接室

第17回奈良県税制調査会 資料(2)

奈良県森林環境税について

奈良県



目次

1 奈良県税制調査会の提言(H30.3.26)抜粋	2
2 整理すべき事項	3
3 参考資料	
(1)(県)森林環境税と(国)森林環境税の用途可能事業 他	6
(2)政府要望「奈良県独自の新たな森林管理制度への支援について」	7
(3)耕作放棄地の課税強化について	8
(4)新たな森林環境管理制度	9
(5)奈良県森林環境税の概要	10
(6)各府県の超過課税の見直し時期	11
(7)国版・森林環境税(仮称)について	12

1 奈良県税制調査会の提言（H30.3.26）抜粋

平成30年度税制改正を踏まえて（提言） 奈良県税制調査会（抜粋）

【奈良県における新たな森林環境管理制度の導入検討との関係について】

奈良県においては、紀伊半島大水害で大きな被害を受け、改めて持続可能で災害に強い森林づくりが求められていること等を踏まえ、三重県・和歌山県と連携して、新たな森林環境管理制度の導入に向け、①紀伊半島に相応しい森林環境管理制度のあり方、②新たな森林環境管理制度の担い手となる人材を育成する奈良県フォレスト・アカデミー（仮称）の整備、③県・市町村連携による新たな森林管理組織の設置の検討を進めている。更に、制度の根幹となる奈良県森林環境管理条例（仮称）の制定を検討している。

国において今般創設される新たな森林管理制度との関係を踏まえつつ、奈良県において導入される新たな森林環境管理制度のもとで、新たに必要となる県の事業については、奈良県森林環境税の使途として検討すべきである。

【奈良県森林環境税の使途事業について】

森林環境譲与税（仮称）の市町村への譲与額については、市町村の体制整備の進捗に伴い、段階的に増加するように制度設計されていることに加え、私有林人工林面積や林業就業者数のみならず、人口も考慮した配分になっていることから、一部の市町村においては、譲与額では奈良県森林環境税を財源として実施してきた事業を賄えないおそれが強い。

他方で、森林環境譲与税（仮称）の市町村分の具体的な使途事業として、森林整備について、間伐とともに、里山林整備・竹林整備が掲げられ、木材利用の促進や普及啓発等に

については、公共建築物への木材利用、森林環境教育、木育、植樹活動などが例示されている。

こうした財政需要の状況と市町村の意向を踏まえ、**市町村域を越えて広域的に取り組むことが有効な森林環境教育等の事業を含め、奈良県森林環境税の使途を検討していく必要がある**、**森林環境管理に係る受益の広域性を踏まえつつ、県が市町村を下支えする形で積極的役割を果たしていくことが欠かせない**。

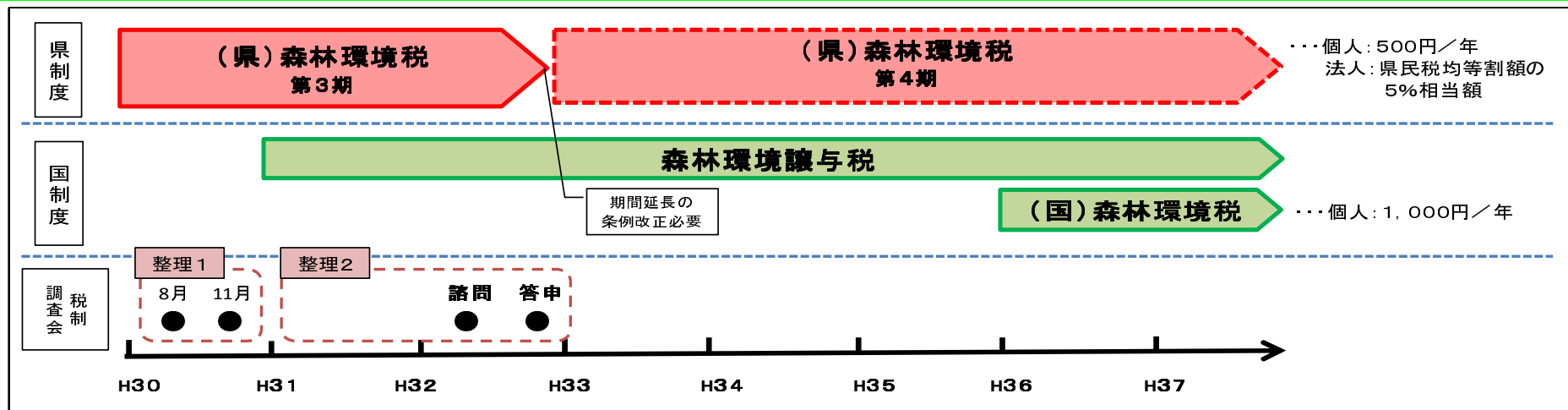
【奈良県森林環境税のあり方について】

奈良県森林環境税については、平成32年度末まで仮に維持するとしても、その後、課税の維持ありきで森林整備等の分野の不要不急の歳出事業が拡大することは厳に慎まなければならない。事業の見直しを徹底し、経費の膨張を避ける姿勢こそが求められる。

平成33年度以降については、県が抱える財政需要を俯瞰して、奈良県森林環境税としてのみの存続にとらわれず、超過課税としての使途事業の範囲を幅広く捉えることも検討すべきである。

たとえば、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成35年度末に期限を迎えることになるが、その後の当該施策に係る奈良県の財源確保はどのように行うかという課題もある。このようなことを踏まえて、森林の持つ災害防除機能の充実に留まらず、防災・減災に関する施策に要する費用を賄うための税としてのあり方を検討することや、たとえば農地管理、所有者不明土地対策など領域的に隣接する政策分野の事業を使途に組み入れていくことも検討課題となる。

2 整理すべき事項



整理1 (県)森林環境税(第3期課税期間:H28~H32)の存続の適否について

【課題】

H36年度からの(国)森林環境税の導入に先行して、H31年度から(国)森林環境譲与税が導入されるため、(県)森林環境税の存続の適否も含め(県)森林環境税のあり方の検討が必要。

【検討内容】

- ・(県)森林環境税の第3期(H28・29年度)において約1,400haの施業放置林の間伐を行い、H18年度の税創設からは約9,600haの間伐を行ってきたが、県内の環境保全林内に約23,000haの施業放置林が存在しており森林環境の保全のためにも引き続き、(県)森林環境税を活用した施業放置林整備を行うことが必要。
- ・台風や豪雨により頻発している林地災害に鑑み、間伐材の搬出や簡易防災施設の設置といった林内における防災対策を施すことが必要。

2 整理すべき事項

【方針(案)】

(県)森林環境税と(国)森林環境譲与税の用途については、森林整備に係る需要額を勘案し、棲み分けを行うという方針の下、市町村とも十分に調整を行いながら用途事業を検討。

(用途の棲み分け(案))

- ・H32年度までは(県)森林環境税は、施業放置林整備(間伐)及び広域的な事業を優先して実施。
- ・市町村には、(国)森林環境譲与税を利用して新たに防災対策事業を中心に実施するよう県より要請、県は市町村を支援。

【参考】

- ・第3期課税期間開始時に、H32年度までの課税期間中、施業放置森林の整備など4事業分野への財源充当を行うことで、課税期間延長の条例改正(H28年2月議会)を行っている。
- ・(国)森林環境税はH36年度から課税されるため、直ちに新たな住民負担は生じない。
- ・(国)森林環境譲与税は、H31年度から市町村、県に対し譲与される。

2 整理すべき事項

整理2

(県)森林環境税(第4期課税期間:H33~)の存続の適否について

【課題】

H36年度から(国)森林環境税が導入されることから、(県)森林環境税も含めた県民の負担と使途事業の納得感の確保が必要。

【検討内容】

スイスを参考として、森林の有する「生産・防災・生物多様性・レクリエーション」の機能を一元管理する「新たな森林環境管理制度」の導入を検討しており、今後健康な森林づくりのための施策展開が必要。

【方針(案)】

第3期課税期間中に次期の県税のあり方について抜本的な見直しを検討。

(使途の棲み分け(案))

- ・H33年度以降の(県)森林環境税は、「新たな森林環境管理制度」の運用・推進に係る事業へ活用。
- ・市町村には、(国)森林環境譲与税を活用し、防災対策事業等に加え、従来から(県)森林環境税により行ってきた施業放置林整備等を実施するよう県より要請、県は市町村支援を継続。

【参考】

- ・H36年度以降に(国)森林環境税として、住民への税の負担が発生。
- ・参議院総務委員会で「国の森林環境税はH36年度から課税することとしており、それまでの間に今現在の全ての超過課税の期限あるいは見直し時期が到来することから、関係府県等において必要に応じて超過課税を検討して欲しい」との見解が示されている。

3 参考資料 (1) (県) 森林環境税と(国) 森林環境税の用途可能事業 他

<参考1>

◆(県)森林環境税と(国)森林環境譲与税の用途可能事業

使 途		県税 (現行)	国税	
			(県分)	(市町村分)
①-1	施業放置林整備	○	×	○
①-2		路網整備	×	○
①-3		防災対策	×	○
②	里山づくりの推進	○	×	○
③-1	森林環境教育の推進	○	○	-
③-2		市町村実施	○	○
④-1	森林生態系の保全 (ナラ枯れ、獣害対策)	○	○	-
④-2		市町村実施	○	○
⑤-1	人材育成・担い手の確保・ 木材利用の推進	×	○	-
⑤-2		市町村実施	×	○
⑥	市町村による森林整備に対する支援	-	○	-

<参考2>

◆今年度のスケジュール

項目		H30年度
県庁内 の対応	庁内での用途整理	○10月(まとめ)
	税制調査会	○8/6 ○11/16
	基金条例(国税 県分)	○2月議会上程
市町村 説明会等	制度説明会	○5/22 ○7/12
	需要額調査	○6/18-20 ○8月中
	事業説明会	○3月中

<参考3>

◆森林環境譲与税の好ましくない用途について (林野庁の考え方:H30/6/7説明会及びQ&Aより)

- ・正規職員の人件費
- ・公有林の維持管理
- ・国庫補助の義務負担分
- ・既存事業の付け替え
- ・汎用性の高い物品購入(自動車、パソコンなど)
- ・森林の公有林化経費

<参考4>

◆近畿府県の検討方向(府県森林環境税の用途案)

- 防災対策…三重県、京都府、大阪府、兵庫県に特化
- 広域展開事業……滋賀県
- 獣害対策などの新規事業…和歌山県

3 参考資料（2）政府要望「奈良県独自の新たな森林管理制度への支援について」

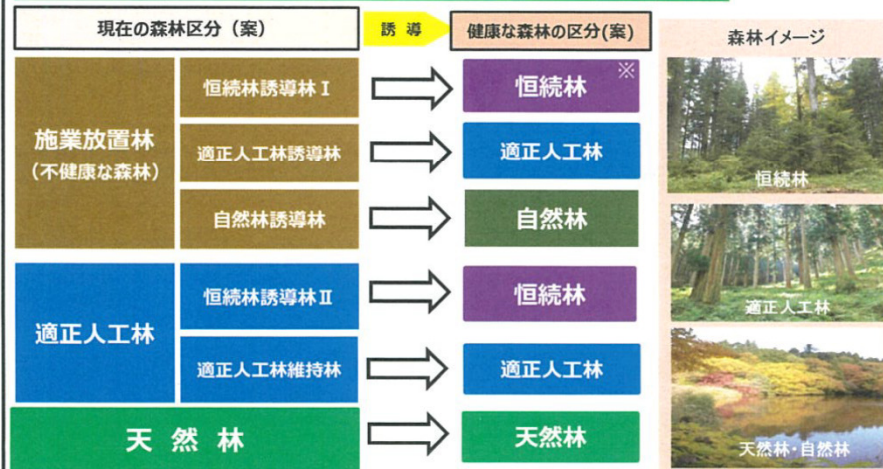
奈良県独自の新たな森林環境管理制度への支援について

【担当省庁】総務省、農林水産省、林野庁
 新たな森林環境管理制度の導入に向けての奈良県の取組

新たな森林環境管理制度の基本的な考え方

基本方針	森林の有する「生産・防災・生物多様性・レクリエーション」の4つの機能を一元的に管理する制度の導入。森林所有者が森林を適正に管理する責務の明確化。
制度	制度の根幹となる(仮称)奈良県森林環境管理条例を制定。 (仮称)森林環境管理計画を導入し、森林の環境管理を推進。
組織	新たな森林環境管理制度を推進するため、県・市町村が連携した新たな森林管理組織を設置。
人材	地域の森林環境管理に責任と権限を有する(仮称)紀伊半島フォレスターを養成し、新たな森林管理組織に配置。
教育	(仮称)紀伊半島フォレスターや森林作業員を養成する(仮称)奈良県フォレスト・アカデミーを設置。
財政	制度の構築及び運用に要する経費の財源については、既存の補助金・交付金に加えて、奈良県森林整備基金、奈良県森林環境保全基金、国の森林環境譲与税(仮称)の活用について検討。

新たな森林環境管理制度において誘導する森林区分



※ 恒続林とは、異齢多層の地域植生で構成される針広混交林の状態を恒続させながら、より高い価値の木材を生産する森林をいう。

奈良県が検討している森林所有者の行為規範

森林の所有に伴う義務を明記

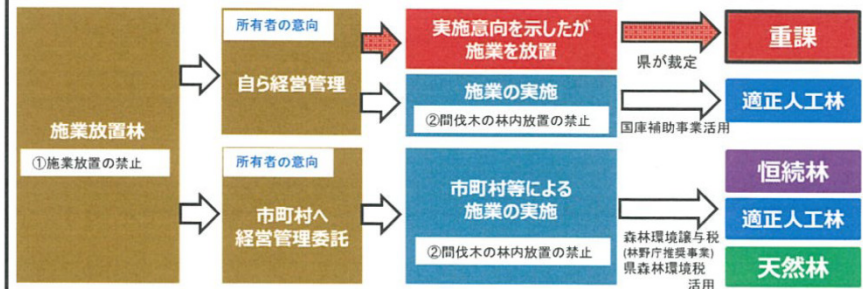
- ① 施業放置の禁止
- ② 間伐木の林内放置の禁止
- ③ 皆伐面積の制限

国にお願いすること

○ 施業を放置した森林に対する固定資産税の重課制度の検討

<重課対象森林>

「森林経営管理法」による意向調査において、森林所有者自ら経営管理する意向を示したが、施業を放置した森林



<重課すべき施業放置林の判定基準(案)>

・植栽後60年以下の人工林のうち、直近10年以内に施業履歴のない森林
 (県内市町村森林整備計画に定めた標準期間)

<判定スキーム(案)>

市町村長からの申し出により、県が設置する認定委員会(仮称)で裁定

<税の重課方法>

森林に対する重課のための係数の創設により課税額の変更を図る

$$【固定資産税評価額】 \times 【税率】 \times 【係数】 = 【課税額】$$

(創設)

(参考)農地の耕作放棄地の場合、係数は1/0.55(約1.8)

○ 施業を放置した森林を恒続林・自然林へ誘導するための研究への支援

【県担当部局】 農林部 新たな森林管理体制準備室・森林整備課

3 参考資料 (3) 耕作放棄地の課税強化について

制度改正の経緯

■奈良県から国に対して制度改正を提案

平成27年7月 荒井知事 → 農林水産大臣、事務次官
 農林部 → 農林水産省、総務省

平成27年11月 農林部 → 農林水産省、総務省

耕作放棄地の公有化・耕作意欲者への譲渡の促進

- 知事（又は市町村長）が特定農業振興ゾーンを設定し、ゾーン内で解消すべき耕作放棄地を設定
- (1) 設定された耕作放棄地の保有に対し、**固定資産税等の重課**（遊休農地の課税水準の引き上げ）
- (2) 耕作放棄地を県又は耕作意欲者に**譲渡**した場合、**税の軽課**（譲渡所得の特別控除の創設）

(1)を踏まえた税制の改正

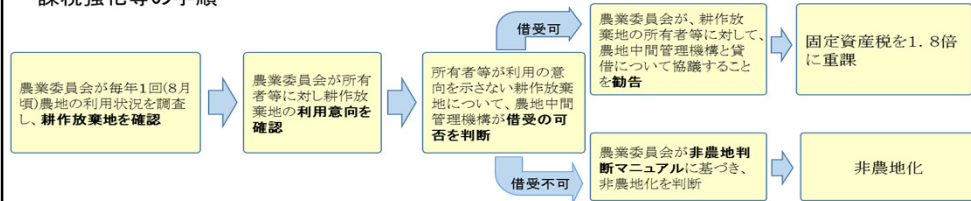
耕作放棄地の課税強化の概要

平成28年度より利用（貸借を含む）意向を示さない耕作放棄地は固定資産税額を1.8倍に重課することとなった。（平成28年度税制改正）

固定資産税＝評価額×税率
 【通常の農地】評価額＝売買価格×0.55
 【耕作放棄地】評価額＝売買価格×1

○対象となる耕作放棄地：農地法に基づき農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の耕作放棄地が対象となる。
 ※協議勧告が行われるのは『機構への貸付けの意志を表明しない』『自ら耕作の再開を行わない』など耕作放棄地を放置している場合に限定される。

課税強化等の手順



制度の活用状況

■奈良県

桜井市 1件 0.3ha（平成29年11月勧告）

■全国

都道府県別 勧告を受けている耕作放棄地

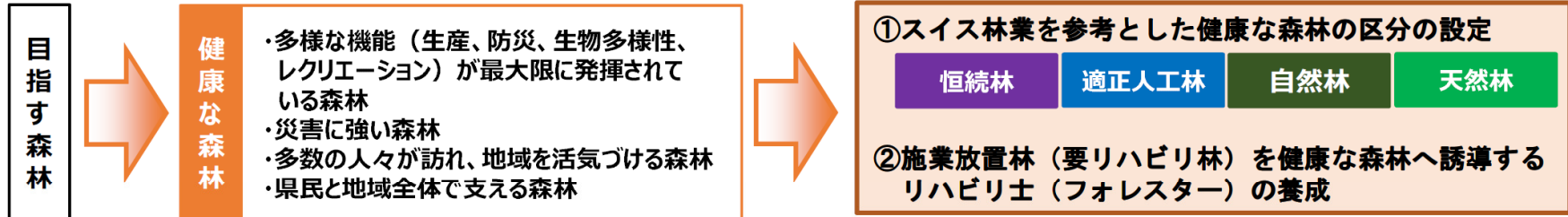
H29:平成29年1月1日時点 H30:平成30年1月1日時点

都道府県名	件数(単位:件)			面積(単位:ha)		
	H29	H30	(H30-H29)	H29	H30	(H30-H29)
北海道	-	-	-	-	-	-
青森県	148	10	▲138	34	1	▲33
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	19	14	▲5	6	5	▲1
群馬県	20	14	▲6	3	2	▲1
埼玉県	-	-	-	-	-	-
千葉県	38	2	▲36	4	0.4	▲3.6
東京都	-	-	-	-	-	-
神奈川県	5	1	▲4	2	1	▲1
山梨県	1	-	-	0.1	-	▲0.1
長野県	1	1	0	0.4	0.4	0
静岡県	-	-	-	-	-	-
新潟県	126	129	3	14	15	1
富山県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	3	3	-	0	0
三重県	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-
大阪府	-	-	-	-	6	0
兵庫県	43	41	▲2	6	3	▲3
奈良県	-	1	1	-	0.3	0.3
和歌山県	-	-	-	-	-	-
鳥取県	57	20	▲37	11	2	▲9
島根県	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	190	190	-	36	36
広島県	8	6	▲2	5	1	▲4
山口県	10	5	▲5	3	1	▲2
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	-
沖縄県	-	5	5	-	1	1
全国	476件	442件	▲34件	88.0ha	72.0ha	▲16ha

※奈良県担い手・農地マネジメント課の電話による聞取結果に基づき記入。
 ※勧告遊休農地とは、農地法第36条第1項の規定に基づく勧告が行われた遊休農地をいう。
 上記の件数及び面積は、平成29年1月1日及び平成30年1月1日時点で勧告が継続しているもの。

3 参考資料 (4) 新たな森林環境管理制度




I 新たな森林環境管理制度で目指す森林



II 健康な森林の区分と森林機能

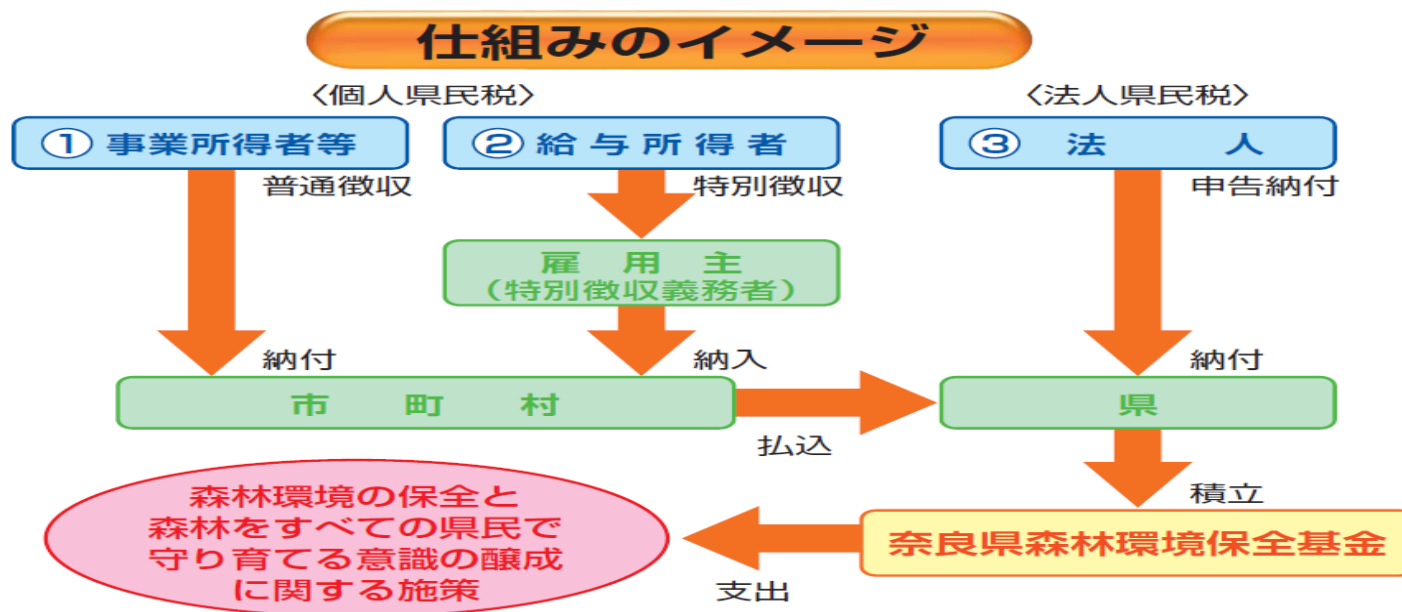


発揮される森林機能のイメージ

恒続林 	※1 生産 防災 生物多様性 レクリエーション
※1: レクリエーション機能（保健機能）には地球温暖化防止や快適環境形成機能等も含まれる	
適正人工林 	※2 ※3 生産 防災 生物多様性 レクリエーション
※2: 適正に管理された高齢級の人工林においては、高い防災機能があるという報告あり（例：奈良県川上村） ※3: 適正に管理された人工林で自然林を上回る植物種が生育している事例報告あり（例：三重県・速水林業）	
自然林 	※4 生産 防災 生物多様性 レクリエーション
(自然林は、施業放置林を更新・保育して誘導、安定後は自然の動態に任せ、天然林と同様となる) ※4: 生産機能は、付加価値の高い樹木の生産等を想定	

3 参考資料 (5) 奈良県森林環境税の概要

- ・ 県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成28年度に5年延長(28年度～32年度)
- ・ 会計を区分し用途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当
- ・ 課税の仕組み
 - ・ 課税方法……「県民税均等割」に上乗せする方法
 - ・ 税 率…… 個人:年額500円、 法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

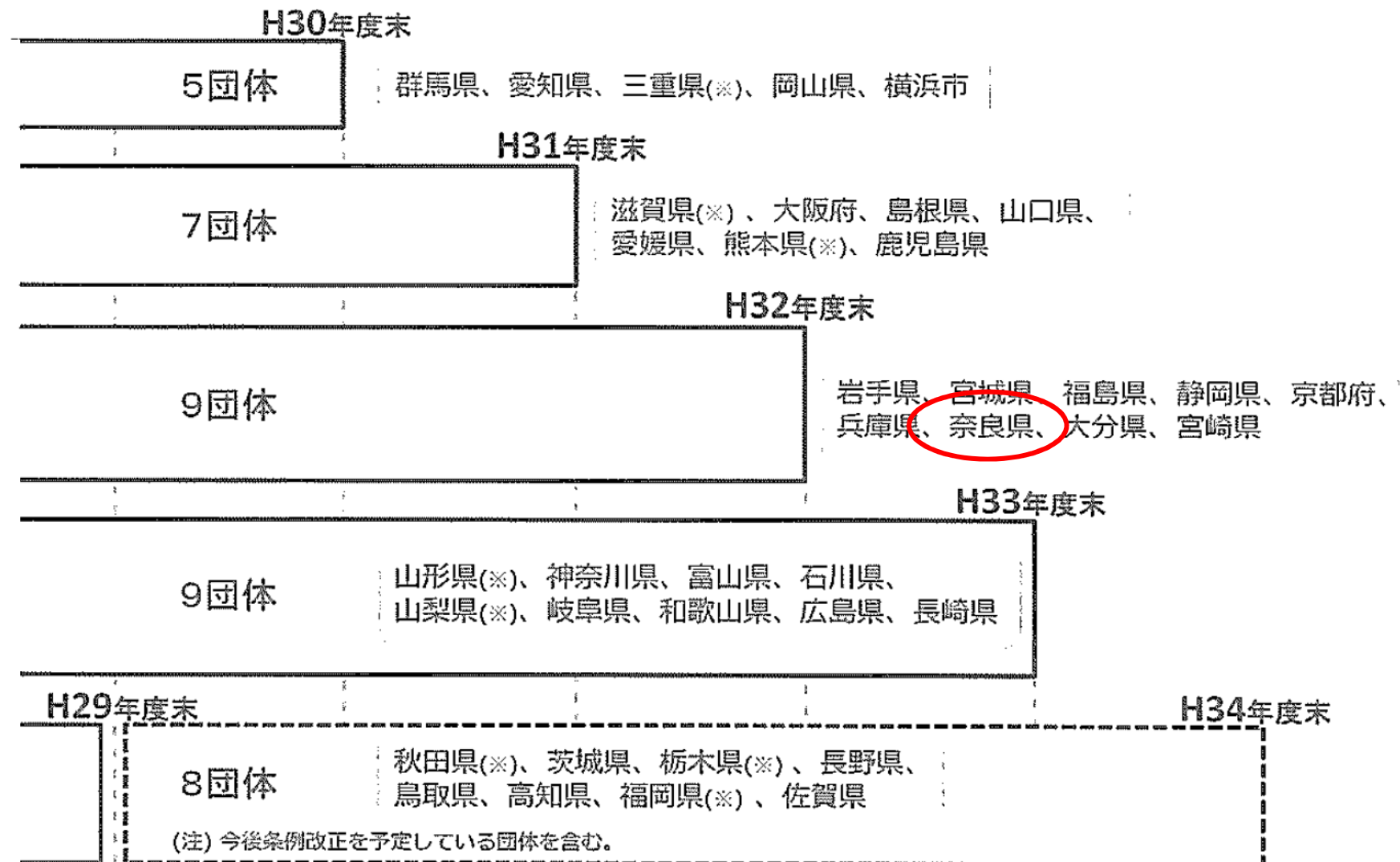


(単位: 千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
森林環境税税収額	257,030	358,961	361,703	357,269	362,843	359,083	358,503	360,566	362,867	364,754	368,564	372,256

※18～28年度は決算額、29年度は決算見込額

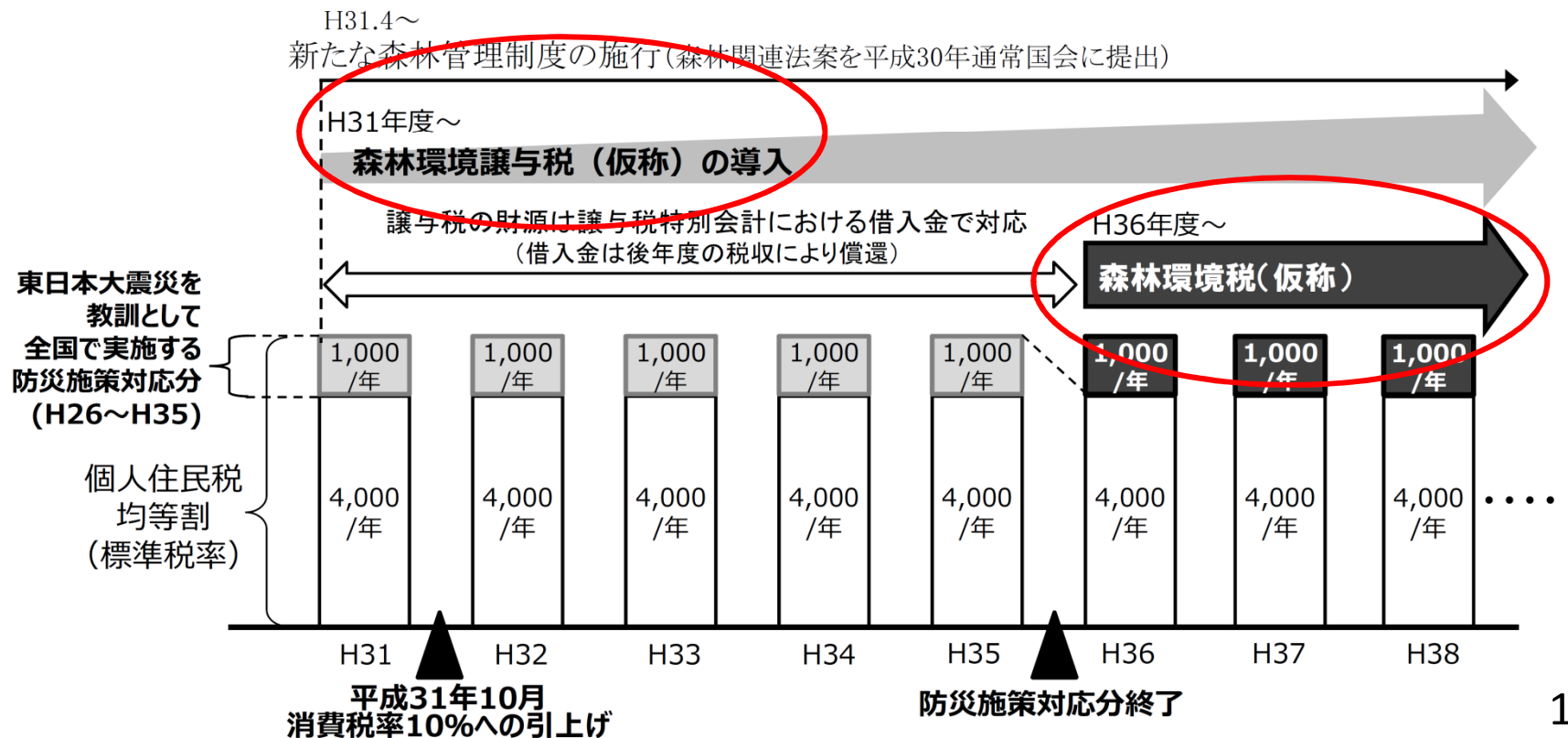
森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の期限又は見直し時期



(※)…一定の年度毎に見直すこととしている府県

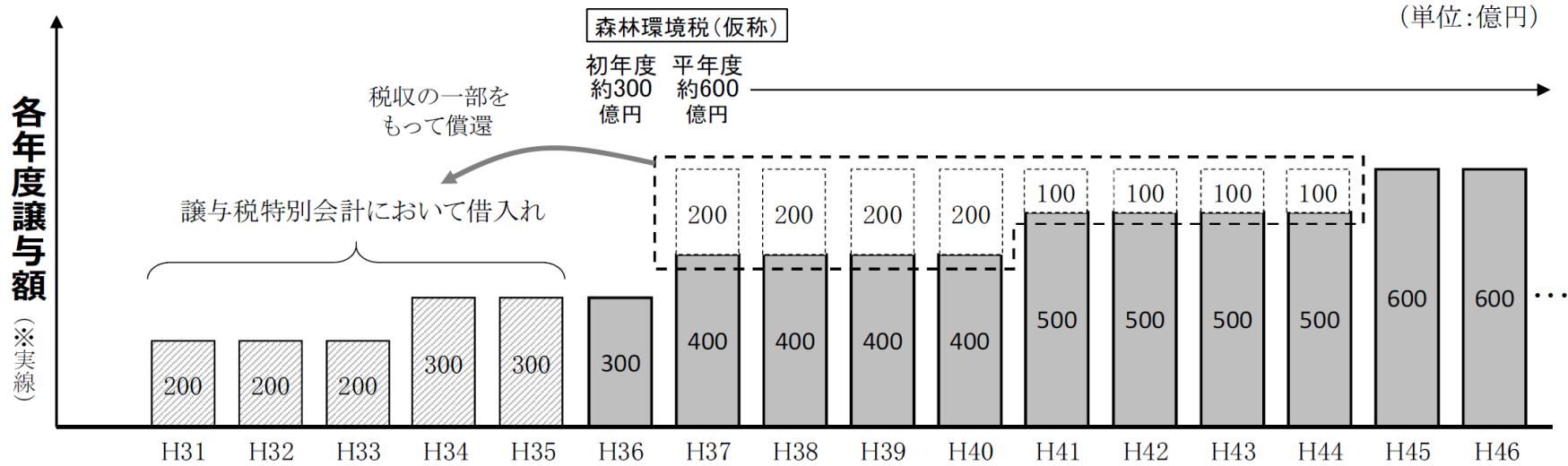
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設フレーム(案)

- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
 - 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
 - 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- ※平成30年通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市: 県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10	
(市町村分)	160	→	240	→	340	→	→	→	440	→	→	→	540	→
(都道府県分)	40	→	60	→	60	→	→	→	60	→	→	→	60	→

市町村分	50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
	20% : 林業就業者数
	30% : 人口
都道府県分	市町村と同じ基準

※ 税金は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。
 ※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税金(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることを見込まれる。